

議決事項第4号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和3年11月18日
学 校 教 育 課

1 改正理由

県立学校において、夏期休業日の延長に伴う授業日の減少を補うため、
県立学校の冬期休業日の規定について、令和3年度限りの特例を設けるため
の所要の改正をしようとするもの。

2 改正内容

- ・ 県立学校の冬期休業日
(改正前) 十二月二十四日から一月六日まで
(改正後) 十二月二十九日から一月六日まで

3 施行期日等

公布の日から施行する。

県立特別支援学校（奈良県立高等養護学校を除く。）の冬期休業日については、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則附則第11項の規定にかかわらず、「十二月二十四日から一月六日まで」とする。

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管 理運営に関する規則の一部 を改正する規則</p>	<p>令和3年度における冬期 休業日の特例を定めるため、 所要の改正をしようとする ものである。</p>	<p>1 令和3年度における冬期休業日の特例 県立中学校、県立高等学校及び県立高等養護学校の冬期休業日は、 令和3年度に限り、規則の規定にかかわらず、12月29日から1月6日 までとする。 2 施行期日 公布の日から施行する。 (附則第11項関係) (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 11 中学校、高等学校及び特別支援学校（奈良県立高等養護学校に限る。）の冬期休業日は、令和三年度に限り、第十条第一項第四号の規定にかかわらず、十二月二十九日から一月六日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 ～ 10 略</p> <p>11 中学校、高等学校及び特別支援学校（奈良 <u>県立高等養護学校に限る。）の冬期休業日は</u> <u>、令和三年度に限り、第十条第二項第四号の</u> <u>規定にかかわらず、十二月二十九日から一月</u> <u>六日までとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 ～ 10 略</p>